

議案第55号

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月29日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

向日市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合</u>にあつては<u>当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合</u>にあつては<u>当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> | <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4</u> _____ _____） _____の 規定に該当する場合にあつては、_____ <u>2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員</u>（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日</u></p> |

(ア) その養育する子が1歳に達する日
(以下「1歳到達日」という。) (当
該子について当該非常勤職員が第2条
の3第2号に掲げる場合に該当してす
る育児休業の期間の末日とされた日が
当該子の1歳到達日後である場合にあ
っては、当該末日とされた日。以下こ
の(ア)において同じ。) において育
児休業をしている非常勤職員であっ
て、同条第3号に掲げる場合に該当し
て当該子の1歳到達日の翌日を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしよ
うとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の
末日とする育児休業をしている場合で
あって、当該任期を更新され、又は当該
任期の満了後引き続き特定職に採用
されることに伴い、当該育児休業に係る
子について、当該更新前の任期の末日の
翌日又は当該採用の日を育児休業の期
間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で
定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める日とする。

後である場合にあっては、当該末日とされ
た日)において育児休業をしている非常勤
職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末
日とする育児休業をしている非常勤職員
であって、当該育児休業に係る子につい
て、当該任期が更新され、又は当該任期の
満了後に特定職に引き続き採用されるこ
とに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該
引き続き採用される日を育児休業の期間
の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で
定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該各号に定める日とする。

業の期間の末日とされた日の翌日以前の
日)を育児休業の期間の初日とする育児休
業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に
掲げる場合に該当してする育児休業の期
間の末日とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該末日とさ
れた日)において育児休業をしている場合
又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の
1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場
合又はこれに相当する場合に該当してす
る地方等育児休業の期間の末日とされた
日が当該子の1歳到達日後である場合に
あっては、当該末日とされた日)において
地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に
掲げる場合に該当してする育児休業の期
間の末日とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該末日とさ
れた日)後の期間においてこの号に掲げる
場合に該当して育児休業をしたことがな
い場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場
合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合は、1歳6か月から2歳に達するま
での子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲
げる場合のいずれにも該当する場合(当該子に
ついてこの条の規定に該当して育児休業をし
ている場合であって次条第7号に掲げる事情
に該当するときは第2号及び第3号に掲げる
場合に該当する場合、市長が定める特別の事情
がある場合にあっては同号に掲げる場合に該
当する場合)

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該
子の1歳到達日(当該非常勤職員がする
育
児休業の期
間の末日とされた日が当該子の1歳到達
日後である場合にあっては、当該末日とさ
れた日)において育児休業をしている場合
又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の
1歳到達日(当該配偶者がする

地方等育児休業の期間の末日とされた
日が当該子の1歳到達日後である場合に
あっては、当該末日とされた日)において
地方等育児休業をしている場合

イ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場
合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で
定める場合は、1歳6か月から2歳に達するま
での子を養育するため、非常勤職員が当該子の
1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月
到達日後の期間においてこの条の規定に該当
してその任期の末日を育児休業の期間の末日
とする育児休業をしている非常勤職員であっ
て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了
後に特定職に引き続き採用されるものにあっ
ては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き
採用される日)を育児休業の期間の初日とする
育児休業をしようとする場合であって、次の各

とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5)及び(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を
更新され、又は当該任期の満了後引き続き

号のいずれにも該当するときとする。

(1)及び(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)及び(7) 略

(8) その任期

の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職

て特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の__日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 略

に引き続き採用されることに伴い、当該任期

の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。